# No.12

## 人権とはなんですか?

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」 あるいは「人間 日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「高齢者虐待」についてお伝 えします。

□養介護施設・事業所の経営者 管理者層と職員が一体となっ て権利養護や虐待防止の意識

ン型の手袋などをつける。

□事故報告書や苦情の詳細な分

点滴、経管栄養などのチュー 四肢をひもなどで縛る、また 転倒しないように、ベッドに は手指の機能を制限するミト 皮膚をかきむしらないように 体幹や四肢をひもなどで縛る。 子、ベッドにひもなどで縛る。 ブを抜かないように、または

を高めるための取り組み 切なケアを改善し、介護の質 虐待につながりかねない不適

高齢者虐待とは (先月号の続き)

未然防止の取り組み

頃からの次のような取り組みが ます。虐待の小さな芽を摘む日 いう法律の趣旨からは求められ 組みが「高齢者虐待の防止」と の段階で見つけ出し、将来の が必要です。「不適切なケア」 に厳しい対応を行っていくこと ような行為については、発生後 明らかに高齢者虐待に該当する あると認識することが必要です 施設・事業所運営の延長線上に り組みが最も重要になります。 虐待を未然に防止する予防的取 「虐待の芽」を摘むような取り 虐待は突然発生するものでは 高齢者虐待防止のためには、 不適切なケア、不適切な

は虐待に当たると考えられます。 ています。「緊急やむを得ない などの身体拘束は原則禁止され のできない居室などに隔離する とや、自分の意思で開けること に体や手足をひもなどで縛るこ 何防止のために車いすやベッド (※)」場合を除いて身体拘束 介護施設などでは、転落・徘

# ●身体拘束の具体例

る介護方法がないこと。

徘徊しないように車いすや椅

□提供する介護の質を点検し、

する理解を高めるための研修 の醸成と認知症ケアなどに対 の実施など

□苦情対応システムへの外部委 員や介護相談員など外部の眼 事業所運営の透明化 を導入することによる施設・

具体的には以下の行為などが身 体拘束に当たります。

※緊急やむを得ない場合の3要

切迫性:利用者本人または、 )非代替性:身体拘束その他の 他の利用者などの生命や身体 著しく高いこと。 が危険にさらさせる可能性が

ے عے 動制限が一時的なものである 一時性:身体拘束その他の行

伝えします。 (次回も高齢者虐待についてお

の村」をつくりましょう。 村民みんなで「ハートがたくさん 役 場 人権対策課

り、立ち上がったりしないよ 車いすや椅子からずり落ちた うに、Y字型拘束帯や腰ベル ト、車いすテーブルをつける。

自分で降りられないように で囲む。 ベッドを柵(サイドレール)

脱衣やオムツはずしを制限す るために、介護衣(つなぎ服

自分の意思で開けることがで 行動を落ち着かせるために、 を着せる。 きない居室などに隔離する。 向精神薬を過剰に服用させる。

行動制限を行う以外に代替す